

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 自由民主党・無所属の会

年 月 日	令和 7 年 7 月 2 8 日（月）・7 月 2 9 日（火）				
政務活動先	国会議員会館 東京消防庁消防学校 千葉県消防学校				
政務活動の目的	空き家対策、農振法等の改正、危機管理体制等についての課題解決のため調査・研究を行う。				
相手方	・国土交通省 住宅総合整備課 住環境整備室 畑めぐみ室長 ・農林水産省 農村計画課 ■■■■■ 課長補佐 農林水産省担当者他 3 名 ・総務省消防庁国民保護・防災部防災課 ■■■■■ 災害対策官 ・東京消防庁消防学校長 金子裕一郎消防正監 東京消防庁担当者他 1 名 ・千葉県消防学校校長 横田裕之 千葉県消防学校担当者他 2 名				
内容、結果等、 ※視察の効果を 明記のこと	○国土交通省の担当者より、空き家対策の法律・予算・税制について学び、どのような条件であれば地域で活用できるのかについて意見交換を行なった。 ○農林水産省の担当者より、農振法改正に伴う地方への影響や中山間地域の地域振興策、食料安全保障について意見交換を行なった。 ○総務省の担当者より、災害に関わる法律の変遷や国全体の防災・減災の取り組みについて学び、危機管理体制について意見交換を行なった。 ○宇陀市にある奈良県消防学校が南部中核拠点の敷地内に移転することが決定したことから東京消防庁消防学校と千葉県消防学校を視察した。 以上の意見交換や現地視察を今後の議会質問に役立てていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	・国会議員会館 ・東京消防庁消防学校 ・千葉県消防学校 (若林議員)	J R 近鉄 東京メトロ	JR 王寺～東京～ 国会議事堂前～ 新橋／ 新橋～新宿／ 東京～JR 王寺	31,460 円	4 7 5 1 5 9
	〃 (疋田議員)	〃	近鉄奈良～東京～ 国会議事堂前～ 新橋／ 新橋～新宿／ 東京～近鉄奈良	29,450 円	4 8 5 5 5 6
	〃 (金山議員)	〃	近鉄大和朝倉～ 東京～国会議事 堂前～新橋／ 新橋～新宿／ 東京～JR 名古屋 ～近鉄大和八木	32,170 円	5 2 6 0 6 1
	〃 (永田議員)	〃	近鉄大和西大寺 ～東京～国会議 事堂前～新橋／ 新橋～新宿／ 東京～近鉄大和 西大寺	30,910 円	5 3 6 2 6 3

	・国会議員会館 ・東京消防庁消防学校 (芦高議員)	〃	近鉄二上山～東京～国会議事堂前～新橋／新橋～新宿～東京～近鉄奈良	32,400 円	5 0 5 7 5 8
	レンタカー利用料金	20,540 円			6 4
	有料道路料金	4,400 円			6 5
	宿泊費 (5 名分)	99,000 円	内訳：ダイロイネットホテル新橋 宿泊代		5 4
	会費	円	内訳：		
	合計	280,330 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：名刺、資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



国土交通省 住宅局
住宅総合整備課

住環境整備室長

畑 めぐみ

HATA Megumi

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3

2

農林水産省

MAFF

農村振興局 農村政策部

地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室

課長補佐
(直接支払業務班担当)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

/

農林水産省



農村振興局 農村政策部 農村計画課

課長補佐(農業振興地域班)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

4

農林水産省大臣官房

政策課 食料安全保障室



企画官

〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

3

農林水産省



農村振興局 農村政策部

地域振興課

課長補佐
(荒廃農地活用推進班)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

消防監 岩崎 隆 浩

東京消防庁 消防学校 副校長
東京都消防訓練所 教頭

〒151-0066 東京都渋谷区西原二丁目五十一番一号

消防正監 金子 裕一郎

東京消防庁 消防学校 校長
東京都消防訓練所 所長
全国消防学校長会 会長

〒151-0066 東京都渋谷区西原二丁目五十一番一号



総務省

災害対策官

〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目一各二号

消防庁 国民保護課 防務部長



千葉県 消防学校

校長

横田 裕之



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

〒290-0007

千葉県市原市菊間 783-1



千葉県消防学校

CHIBA

副校長



チーバくん

〒290-0007 市原市菊間783-1



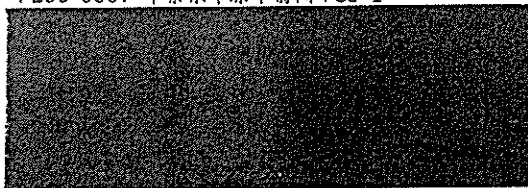
千葉県 消防学校

総務課長



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

〒290-0007 千葉県市原市菊間 783-1

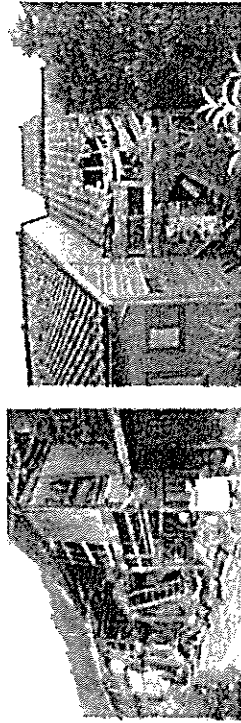


○ 我が国の空き家は、年々増加し続けている。

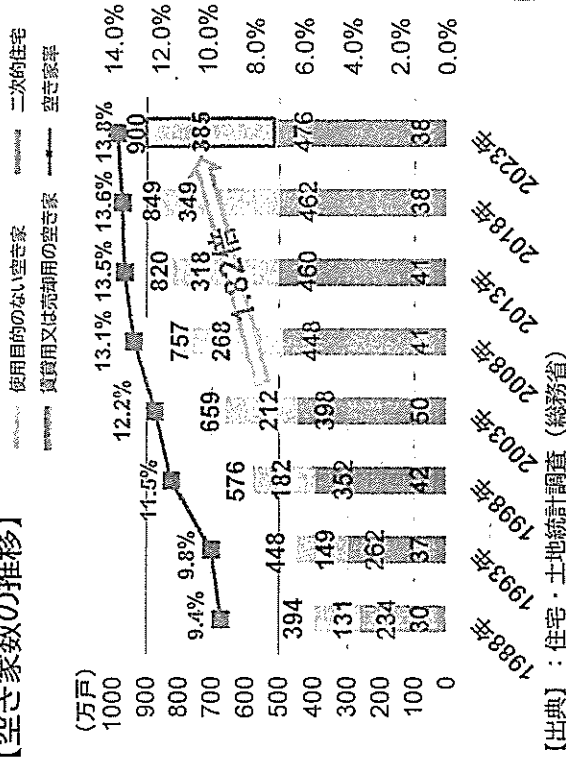
○ 中でも、使用目的のない空き家※の増加が顕著で、この20年で約1.8倍に増加。

※ 賃貸・売却用、自己使用(別荘等)でない空き家

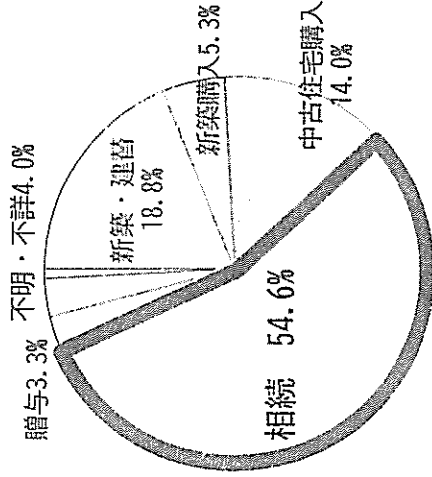
○ 空き家の取得経緯は、相続が最も多く、過半を超える(55%)。



【空き家数の推移】



【空き家の取得経緯】



【出典】：令和元年空き家所有者実態調査(国土交通省)

法律：空き家対策の推進に関する特別措置法

■ 特定空き家等の除却等

市区町村は、特定空き家等※に対し、助言・指導、勧告、命令、代執行

(所有者不明時、緊急時の特例的措置あり)が可能

※「特定空き家等」：倒壊等著しく保安上危険など、周辺に悪影響を及ぼす空き家等

■ 空き家等の管理の確保

・国は、空き家の管理の参考となる「管理指針」を公表

・市区町村は、管理不全空き家等※に対し、指針に即して指導・勧告が可能

※「管理不全空き家等」：そのまま放置すれば特定空き家等になるおそれのある空き家等

■ 空き家等の活用拡大

市区町村は、「空き家等活用促進区域」を設定可能。区域内では所有者への活用要請のほか、接道・用途制限の規制合理化が可能

■ その他の措置

- ・上記の勧告を受けた場合、固定資産税等の住宅用地特例は適用除外
- ・所有者への相談対応等を行うNP0・一般社団法人等を「空き家等管理活用支援法人」として市区町村が指定可能
- ・市区町村は、所有者不明の空き家等について、裁判所に対して財産管理人の選任等を請求することが可能

予算：空き家対策総合支援事業[R7予算額：59億円]

■ 市区町村向け(補助率：右図)

・特定空き家等の除却

・空き家の公益的な活用(改修)

・支援法人への委託費支出 他

※一部メニューは社交金の活用も可能

■ 民間事業者向け(補助率：定額)

モデル的な創意工夫のある空き家

対策の取組への支援

除却

国	2/5	市区町村	2/5	所有者	1/5
※市区町村実施：国2/5、市区町村3/5					
※代執行等：国1/2、市区町村1/2					

活用

国	1/3	市区町村	1/3	所有者	1/3
※市区町村実施：国1/2、市区町村1/2					

税制：空き家の発生を抑制するための特例措置

- 住まいを相続した者が早期に住まいや敷地を譲渡した場合に、譲渡所得から3,000万円を控除する特例を措置

<要件等>

- ・昭和56年5月31日以前に建築された住まい(登記された区分所有建物を除く)
- ・相続開始の直前に被相続人が居住(老人ホーム等への入所の場合も可)
- ・相続の3年後の日の属する年の12月31日までに譲渡
- ・相続した者が3名以上の場合の控除額は2,000万円

危機管理体制について

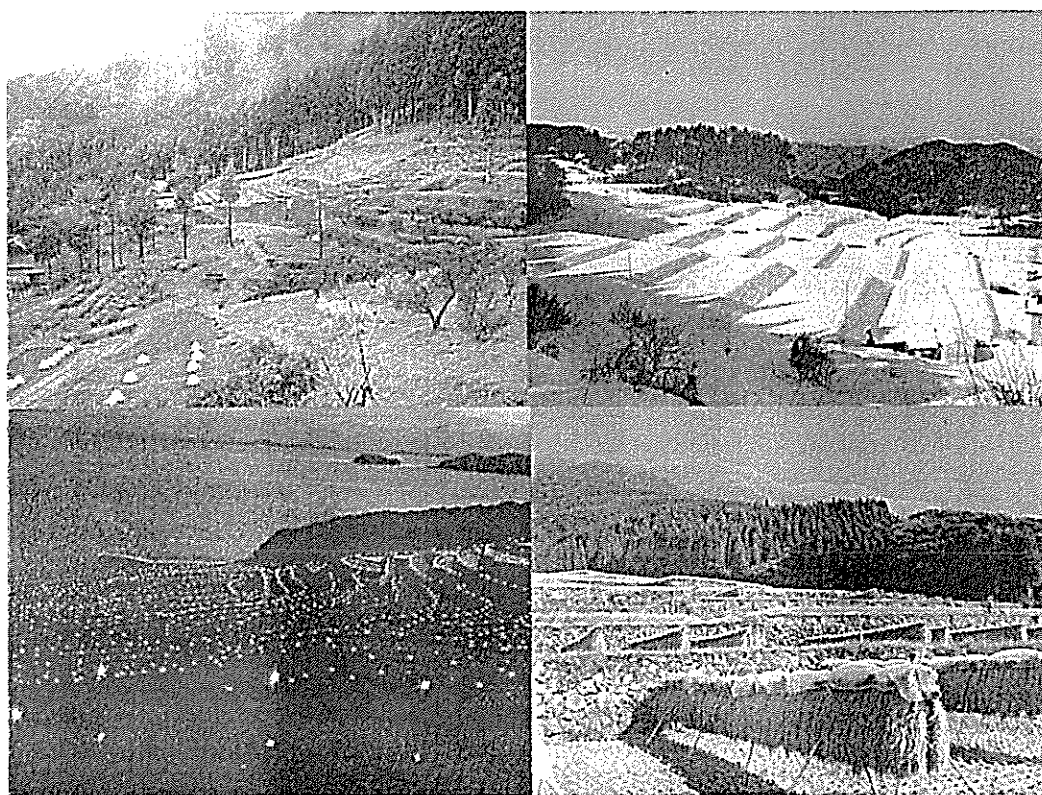
令和7年7月28日

総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課

— 中山間地域を守るみなさまを支援します —

中山間地域等直接支払制度

第6期対策
(令和7年度～令和11年度)



第6期対策 3つのポイント

1

本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。

2

複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。

3

複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。

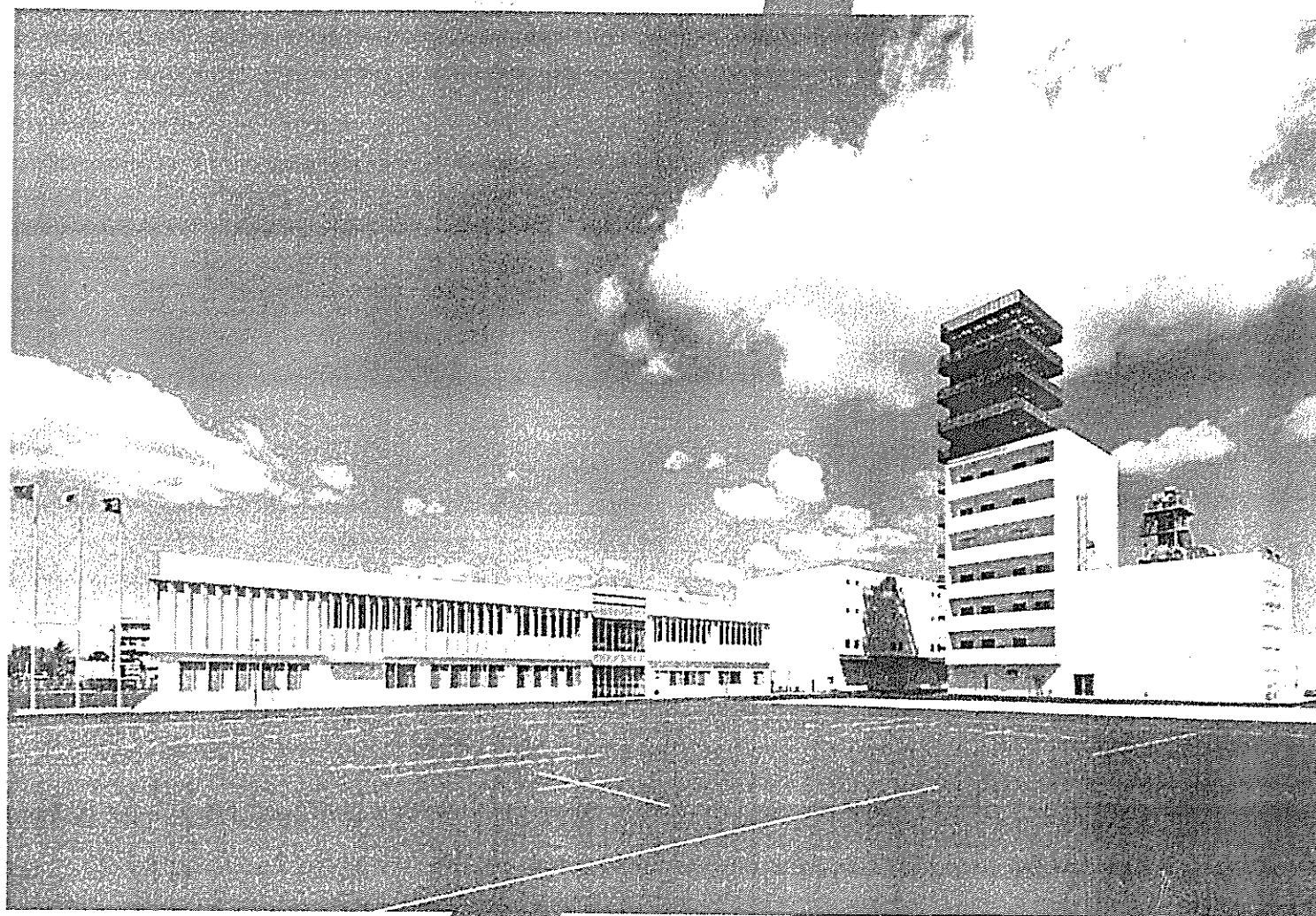
令和7年3月

農林水産省

東京消防庁 消防学校



千葉県消防学校



第 1 1 号様式の 4 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (研修会開催)				
会派・議員名 自由民主党・無所属の会				
年 月 日	2025 年 11 月 21 日(金) 10:00-11:45			
場所	奈良県議会 自由民主党・無所属の会 控室			
研修会名	会派 高校授業料無償化勉強会			
相手方 (人数)	講師 1 名			
開催目的	高校授業料無償化をめぐる全国動向や、大阪府の先行事例を踏まえ、県内における高校教育の在り方、県立高校の役割、地域格差への影響等について専門的知見を深めることを目的として開催した。			
内容、結果等 ※研修会開催の 効果を明記のこ と	講師 大阪大学大学院 高田一宏教授 高校授業料無償化について、制度の概要だけでなく、大阪府の先行事例から見える課題や影響について理解を深めることができた。特に、授業料の無償化そのものを評価しつつも、それだけでは解決できない教育格差や地域ごとの環境の違いが存在することが明らかになった。 公立離れの進行や、家庭の経済状況により進路選択が制限されるケースがあること、また地域によっては通学可能な公立高校が存在しない「空白地帯」が生じていることなど、無償化の政策の背後にある構造的な問題が指摘された。 困難を抱える生徒に関しては、授業料負担をなくすだけでは十分ではなく、学習支援や生活支援、地域との連携による伴走体制が不可欠であることが分かった。家庭環境や個々の事情によって教育機会が左右されないよう、支援の多層化が求められる。 県立高校の役割についても、単に教育を提供する場としてだけでなく、地域の拠点として機能し、多様な生徒を受け止める体制づくりが必要であるとの指摘があった。地域との協働や、地域課題を踏まえた教育内容の充実など、これからの高校の在り方について多くの示唆が得られた。 総じて、高校授業料無償化は重要な施策である一方、制度の効果を最大限に発揮するためには、県立高校の役割整理や支援体制の強化、地域間格差の是正が不可欠である。研修会全体を通じて、高校教育を取り巻く課題の構造が明確となり、今後具体的な政策検討が必要であることを再認識した。 これら学んだことを代表質問はじめ委員会での質疑や政策形成に生かしていきたい。			
開催に要した 経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	謝金	50,445 円	講師謝金 (内、源泉徴収額 5,105 円 振込手数料 445 円)	1 0 5 1 0 6
	合計	50,445 円	(全額政務活動費)	
備考	添付資料：当日の写真			

注 研修会の次第や資料、会場の写真等を添付してください。



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 自由民主党・無所属の会					
年 月 日	令和7年12月15日 (月) ほか				
表題と発行部数	会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.04」 192,700 部発行				
対象者	奈良県内				
配布方法	新聞折り込み				
発行目的	県政運営の現状とそれに対する会派の取組みの周知を図る				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	○自由民主党・無所属の会 会派構成議員の顔ぶれ ○下記についての県政運営の現状と会派の取組み ・自由民主党・無所属の会からの提言～議員定数見直し～ ・県立高校を置き去りにしない～「無償化」の陰で教育のバランスを崩させない～ ・努力を裏切らない制度を～突然の変更に、子どもたちの声を代弁～				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作費	■■■■■	65,345 円	原稿作成・修正 ディレクション (内、振込手数料 445 円)	113
	新聞折 込費	(株)読宣	657,552 円	@3.1 円×192,700 枚 (内、振込手数料 445 円)	114
	印刷費	(株)FG	660,539 円	○デザイン・構成 40,000 円×2 面 ○印刷 @2.7 円×192,700 枚 (内、振込手数料 220 円)	115
	※100% 充当 合計 1,383,436 円				
備考	添付資料：会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.04」				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良の「未来」のために、議会は動く

県政の課題に、決断と実行を

課題に向き合い、動くこと。

それが、政治の本来の姿です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、

奈良の未来のために、

これからも現場の声を出発点に、

決断と実行の政治を貫いていきます。



自由民主党・無所属の会からの提言！～議員定数見直しへ～

「議員が多すぎるのではないか」という声や、「地域の実情も踏まえて考えるべきだ」との意見も寄せられています。奈良県全体で見れば、地域ごとの実情や課題は大きく異なります。

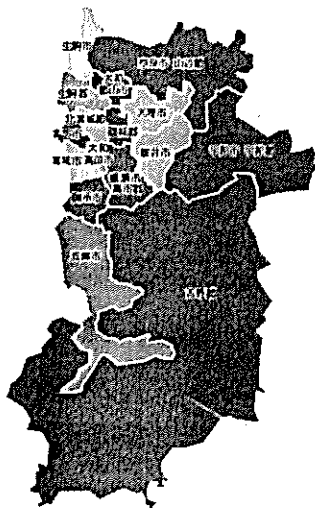
私たち「自由民主党・無所属の会」は、こうした多様な県民の声を出発点に、議論を深めることこそが必要だと考えました。

そのため、9月に「定数および選挙区等検討委員会」の設置を他会派に呼びかけ、主導しました。

人口減少や都市部への集中が進む今、令和9年春の奈良県議会議員選挙を見据え、来年春に行われる国勢調査の結果を待つだけではなく、議会自らが“どうあるべきか”を議論することが不可欠です。

呼びかけから一か月後の10月24日、委員会が正式に設置されました。

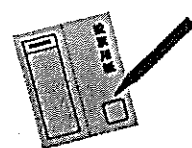
奈良県議会議員選挙の選挙区 令和7年10月1日現在(出典:奈良県)



選挙区	定数	当該選挙区に含まれる市町村	人口合計	1議席あたり
奈良市・山辺部	11	奈良市、山添村	347,991	31,635
大和高田市	2	大和高田市	59,165	29,583
大和郡市	3	大和郡市	79,980	26,660
天理市	2	天理市	59,979	29,990
橿原市・高市部	4	橿原市、高取町、明日香村	128,470	32,118
桜井市	2	桜井市	52,447	26,224
五條市	1	五條市	24,849	24,849
御所市	1	御所市	21,686	21,686
生駒市	4	生駒市	113,968	28,492
香芝市	2	香芝市	76,877	38,439
葛城市	1	葛城市	37,067	37,067
宇陀市・宇陀部	1	宇陀市、萱陽村、御杖村	27,401	27,401
生駒部	2	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	74,044	37,022
磯城部	2	川西町、三宅町、田原本町	44,228	22,114
北葛城部	3	上牧町、王寺町、広陵町、河合町	93,764	31,255
吉野部	2	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	32,280	16,140

この場では、単なる定数削減ではなく、面積や地域性を踏まえた「一票の格差」の在り方を含め、奈良の実情に即した制度設計をどう進めるか。

効率性と代表性の両立という難題に向き合いながら、私たちは県民の視点に立った冷静で開かれた議論を進めていきます。



県立高校を、置き去りにしない ～「無償化」の陰で、教育のバランスを崩させない～

私立高校の授業料無償化。

家庭の経済状況などに左右されず進学できるという点で、「教育の機会の公平化」に向けた重要な一歩です。私たちもこの方針を支持しています。

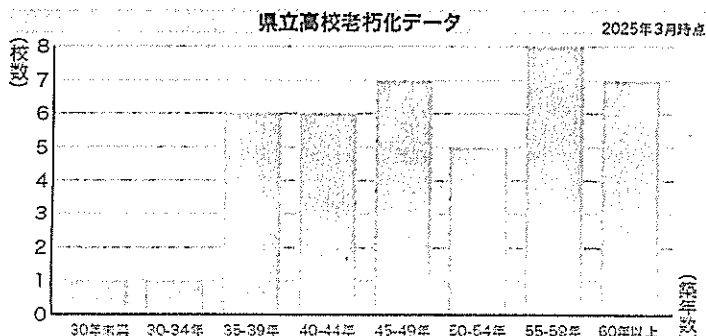
しかし、その陰で子どもたちが日々学ぶ県立高校の環境整備が後回しになっています。

空調、トイレ、校舎、体育館、特別教室など、安心して学べる環境づくりが早急に必要です。

「私立は無償化、県立は老朽化」では、安心して教育を受ける機会を失うことになってしまいます。

本来、県立高校こそが、「県がまず取り組むべき」、地域の教育の基盤であり、地域を守るための基盤です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、現場の声を力に、県立高校の環境整備を最優先課題として求めています。無償化はゴール



ではなく、教育を次のステージへ進めるための再スタートです。

会派の勉強会では大学教授をお招きし、先行地域である大阪府の高校無償化制度を学びました。

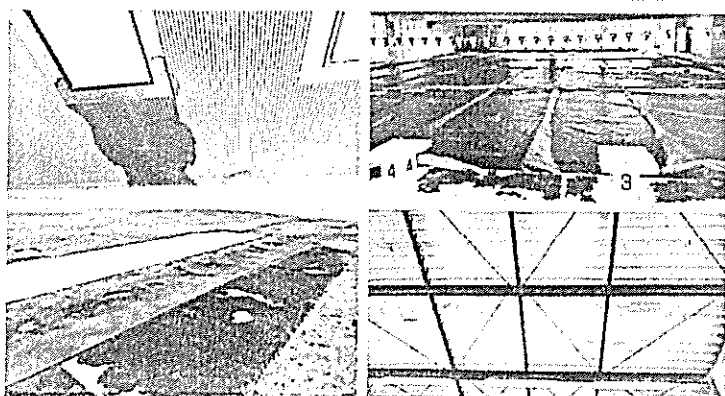
その中で、無償化だけに目を奪われてしまうと、「公教育とは何か」という本質が置き去りになります。

その結果、「すべての子どもたちを守る」というセーフティーネットが機能なくなり、かえって問題が深刻化することもあります。

- ☒ 生活が厳しく、学習支援が必要な生徒が増えています
- ☒ 高校そのものがなくなる“空白地域”もあります
- ☒ 学校と地域がつながる仕組みが不足しています

つまり、就学費は無料でも、「学べる“場所”や“機会”そのもの」が失われる可能性があります。

現在使用している老朽化した県立高校の施設



努力を裏切らない制度を ～突然の変更は、子どもたちの声を代弁～

県立高校入試における「内申点の扱い」が、ことし7月、突然変更されました。

これまで「中学1年からの成績が反映される」と説明されてきたものが、一学期の成績が確定した後になって「3年生の成績のみ」とされた生徒がいます。

これは、受験生と保護者にとって「不意打ち」であり、制度への信頼を損なう行為です。

なぜ、子どもたちのこれまでの努力の方向性を覆すような変更を、この最悪のタイミングで行ったのか。

7月までのルール（現・中3生から適用）

1・2年 観点3(※)による3段階評価 3年 5段階評定×2倍 = 144点満点

※2観点3とは、「主体的に学習に取り組む態度」を3段階(A・B・Cなど)で評価したものを

ことし7月、突然変更

調査書の「各教科の学習成績」の取扱いを以下のパターン①～④で定めます。

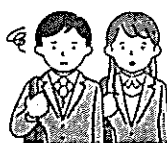
パターン1	パターン2
標準的な調査書の学習成績の取扱い (合計144点満点)	第3学年の点数をさらに2倍する (合計234点満点)
第1学年 観点3(※)3段階評価 × 9教科 = 27点満点	第1学年 27点満点
第2学年 観点3(※)3段階評価 × 9教科 = 27点満点	第2学年 27点満点
第3学年 5段階評定 × 9教科 × 2倍 = 90点満点	第3学年 90 × 2 = 180点満点
パターン3	パターン4
第1、2学年の点数を2倍する(合計198点満点)	第1、2学年の点数は調査書成績に加えず、 第3学年の点数をさらに2倍する(合計180点満点)
第1学年 27 × 2 = 54点満点	第1学年 調査書成績に加えない
第2学年 27 × 2 = 54点満点	第2学年 調査書成績に加えない
第3学年 90点満点	第3学年 90 × 2 = 180点満点

調査書点(内申点)の扱い変更に加え、「学力検査点」の比重も見直し

これまでどおり、学力検査は普通科で5教科・250点満点などの構成ですが、学校によってはこの得点に「倍率(重点化)」をかける方式を導入。

その結果、同じ内申点でも「本番の得点」が台否に与える影響がこれまでより大きくなる学校があります。
例) 400点満点相当(倍率1.6)の学校では、学力検査の比重が高くなる。

さらに、一部の学校では「独自検査」「実技」「加重配点」などを組み合わせ、選抜方法が多様化しています。



こうした変更により、学校ごとに「内申点と当日点のバランス」が大きく異なるため、受験生や保護者にとってわかりにくくなっているのが現状です。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 自由民主党・無所属の会

年 月 日	令和7年5月13日 他				
表題	奈良県議会【自由民主党・無所属の会】 SNS アカウント運用業務 動画撮影/編集費用				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、会派の議会にむけた日々の動きや考え等について発信を行い、意見等を求める。				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	各定例会、委員会の活動報告 県政課題の紹介 県政への意見募集 等				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払 先	金額	金額の積算	領収書番号
	政務活動補助委託業務 4月分		9,955 円	アカウント運用料	13
	政務活動補助委託業務 5月分		10,037 円	アカウント運用料	24
	政務活動補助委託業務 5月追加分		15,675 円	動画撮影/編集費用	25
	政務活動補助委託業務 6月分		16,775 円	アカウント運用料	39
	政務活動補助委託業務 7月分		16,775 円	動画撮影/編集費用	68
	政務活動補助委託業務 8月分		16,775 円	アカウント運用料	78
	政務活動補助委託業務 8月追加分		38,945 円	動画撮影/編集費用	79
	政務活動補助委託業務 9月分		16,775 円	アカウント運用料	90
	政務活動補助委託業務 10月分		16,775 円	アカウント運用料	97
	政務活動補助委託業務 10月追加分		38,945 円	動画撮影/編集費用	98
	政務活動補助委託業務 11月分		16,775 円	アカウント運用料	112

	政務活動補助委託業務 12月分		16,945 円	アカウント運用料	133
	政務活動補助委託業務 1月分		16,500 円	アカウント運用料	134
	政務活動補助委託業務 2月分		16,775 円	アカウント運用料	146
	政務活動補助委託業務 3月追加分		48,260 円	X 広告	154
	政務活動補助委託業務 3月分		16,500 円	アカウント運用料	155
	※ 100% 充当 合計 329,187 円				
備考	instagram instagram.com/nara.jimin.mu x x.com@nara_jimin_mu youtube www.youtube.com/@nara.jimin_mu				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



業務委託契約書

奈良県議会会派「自由民主党・無所属の会」（以下、「甲」とする）と （以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

一． 甲は乙に対して、以下に定める政務活動のための業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。

- ① 会派内での勉強会、会議、視察等における記録のための議事録作成業務（1本分）
- ② 会派内での勉強会、会議、視察等における記録のための録画・録音、編集、制作の記録業務
- ③ 広聴広報のための会派 SNS アカウント運用業務

二． 甲は乙に対して、上記以外の政務活動の業務を委託することができるが、その際の内容、実施方法は甲乙協議の上で行い、この契約の範囲外とする。例えば、議事録の2本目以降の作成や、その他の広聴広報のための動画撮影、編集費用業務などがこれに含まれる。その都度、成果物に基づき支払いを行う。

第3条（業務の遂行）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。



第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一． 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 月額 19,800 円（税込）支払うものとする。
- 二． 甲は、乙から各月末日までに提出を受けた請求書に基づき、第一項の業務委託料を翌月 20 日までに乙が指定する銀行口座に振り込むことで支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条(資料などの貸与・保管・返却・廃棄)

- 一. 甲は委託業務の遂行上必要な資料等(以下、「資料等」とする)を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二. 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条(秘密保持)

- 一. 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三. 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条(事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条(不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条(解約)

- 一. 甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二. 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- 二. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。

三. この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。

①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から 6 か月とする。期間満了の日の 1 か月前に甲乙間で協議し、変更がなければ、同一条件をもってさらに 6 か月延長されるものとし、以後も同様とする。変更があった場合には、新たに契約を締結するものとする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年 6月 1日

甲（委託者）

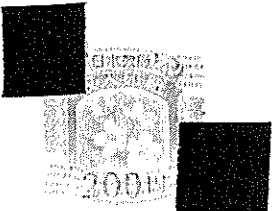
住所 奈良県奈良市登大路町 30 番地

氏名 自由民主党・無所属の会 代表 米田忠則

乙（受託者）

住所

氏名



業務委託契約書

奈良県議会会派「自由民主党・無所属の会」(以下「甲」という)と  (以下「乙」という)は、甲が乙に委託する業務に関し、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展を図ることを目的とする。

第2条(業務の内容)

- 一. 甲は乙に対し、次の各号に掲げる政務活動のための業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。
 - ① 広聴広報を目的とした会派 SNS アカウント(X、Instagram、YouTube)の企画・運用及び投稿作成
 - ② 上記 SNS 投稿に使用する画像・バナー等の制作(制作費用を本契約の委託料に含む)
- 二. 前項各号以外の政務活動に係る業務を甲が乙に委託する場合は、都度甲乙協議の上容・実施方法等を定め、本契約の範囲外として成果物に応じた支払いを行う。

第3条(業務の遂行)

乙は、甲からの業務指示等に基づき、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。

第4条(再委託)

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条(業務委託料および支払方法)

- 一. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額 16,500 円(税込) を支払う。
- 二. 甲は、乙から各月末日までに提出された請求書に基づき、当該月の業務委託料を翌月 20 日までに乙指定口座へ振込送金により支払う。振込手数料は甲が負担する。

第6条(資料等の貸与・保管・返却・廃棄)

- 一. 甲は本業務遂行上必要な資料等を乙に貸与し、必要情報を提供する。
- 二. 乙は貸与資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し、本業務遂行以外の目的に使用しない。
- 三. 乙は貸与資料等を複写・複製・編集しない。
- 四. 乙は甲の指示により貸与資料等を返却または廃棄する。廃棄費用は甲の負担とする。

第7条(秘密保持)

- 一. 甲乙双方は、本契約または本業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報を、本契約期間中はもちろん終了後も第三者に開示・漏洩しない。
- 二. 本条の守秘義務は本契約終了後も存続する。
- 三. 甲乙双方は本業務で作成した文書等を互いの承認なく流用しない。

第8条(事故処理)

本業務遂行に支障を来すおそれのある事態が生じた場合、甲乙は速やかに連絡し協力して解決にあたる。

第9条(不可抗力)

天災事変その他不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

第10条(解約)

- 一. 甲乙は、本契約期間中でも一ヶ月前の予告により本契約を解約できる。
- 二. 解約に際しては、双方の業務に損害が生じないように相互に配慮する。

第11条(反社会的勢力の排除)

- 一. 甲乙は、自らが反社会的勢力でないことを確約する。
- 二. 甲乙は反社会的勢力を利用して本契約を締結しない。
- 三. 甲乙は自らまたは第三者を利用し、以下行為を行わない。行った場合、催告なく本契約を解除できる。
 - ① 相手方に対する脅迫的言動または暴力行為
 - ② 偽計または威力を用いた相手方業務の妨害・信用毀損行為

第12条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から六ヶ月とする。期間満了一ヶ月前までに協議し変更がなければ、同一条件でさらに六ヶ月自動延長する。以後も同様とする。変更がある場合、新たな契約を締結する。

第13条(協議事項)

本契約に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合、甲乙は信義誠実の原則に従い協議の上決定する。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和7年 6月 1日

甲(委託者)

住所 奈良県奈良市登大路町 30 番地
氏名 自由民主党・無所属の会 代表 米田忠則

乙(受託者)

住所
氏名